

「大気汚染防止法の改正について」

令和4年11月

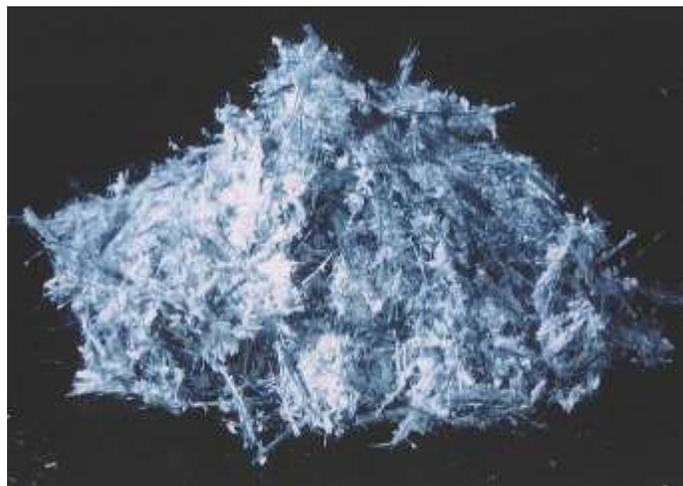
千葉県環境生活部大気保全課大気規制班

目 次

- 1 大気汚染防止法の改正（石綿関係）について
- 2 その他（補足事項等）

参考1:石綿とは

☆石綿の外観



左上 : クリソタイル
上 : アモサイト
左 : クロシドライト

このほか、
アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト
を含めた計6種類ある。

参考2: 石綿とは

- 天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸・アルカリに強く、丈夫で変化しにくい。
- 昭和30年頃から建築物の鉄骨や梁、柱、空調機室などに、防火や吸音のための吹き付け材として多く使用されてきた。また、工場の配管などの保温材、断熱材としても使用されてきた。
- 極めて細い繊維（髪の毛の太さの1/5000程度）であり容易に飛散するため、石綿を使用した建材等の解体等を行う場合は、飛散防止対策に注意を要する。
- 飛散した石綿を吸い込み、肺に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫（悪性の腫瘍）などを引き起こす原因となる。

1 大気汚染防止法の改正(石綿関係)について

- 令和2年5月29日に改正「大気汚染防止法」が成立し、令和2年6月5日に公布された。
- 改正「大気汚染防止法」は、3段階で施行される。
 - ① 下記以外の規定 : 令和3年 4月1日
 - ② 事前調査結果の報告（一定規模以上）
に係る規定 : 令和4年 4月1日
 - ③ 国等の資格を有する者による
事前調査に係る規定 : 令和5年10月1日

① 令和3年4月1日から

施行された規定

① 令和3年4月1日から施行された規定

(1) レベル3に関すること。

- 1 新たにレベル3が規制対象となった
- 2 レベル3に係る作業基準が追加
- 3 レベル1～レベル3に係る作業計画の作成が義務化

(2) 事前調査に関すること。

- 1 事前調査方法の明確化
- 2 事前調査に係る説明事項が追加
- 3 事前調査に関する記録等が義務化
- 4 事前調査結果等の掲示板の大きさ等に係る規定が追加

(3) 漏えい監視に関すること。

- 1 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの監視強化

① 令和3年4月1日から施行された規定

(4) 作業終了後の措置に関すること。

- 1 作業終了時の確認が追加
- 2 隔離を解く際の確認が追加
- 3 特定粉じん排出等作業に関する記録の作成・保存が義務化
- 4 元請業者から発注者への作業結果報告が義務化

(5) その他

- 1 作業基準等の強化
- 2 請負契約締結時の下請負人への説明義務化
- 3 直接罰の創設

(1)ー1 新たに「石綿含有成形板等(レベル3)」が規制対象となった。

全ての石綿含有建材が、大気汚染防止法の規制対象となった。

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿、 石綿含有吹付け材	石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材、 石綿含有断熱材	その他の石綿 含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材	①ボイラ本体、配管等の保温材として張り付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張り付け ③屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート

特定建築材料

参考:レベル1(吹付け石綿)



鉄骨造の梁・柱に吹付けた例

参考:レベル1(石綿含有吹付け材)

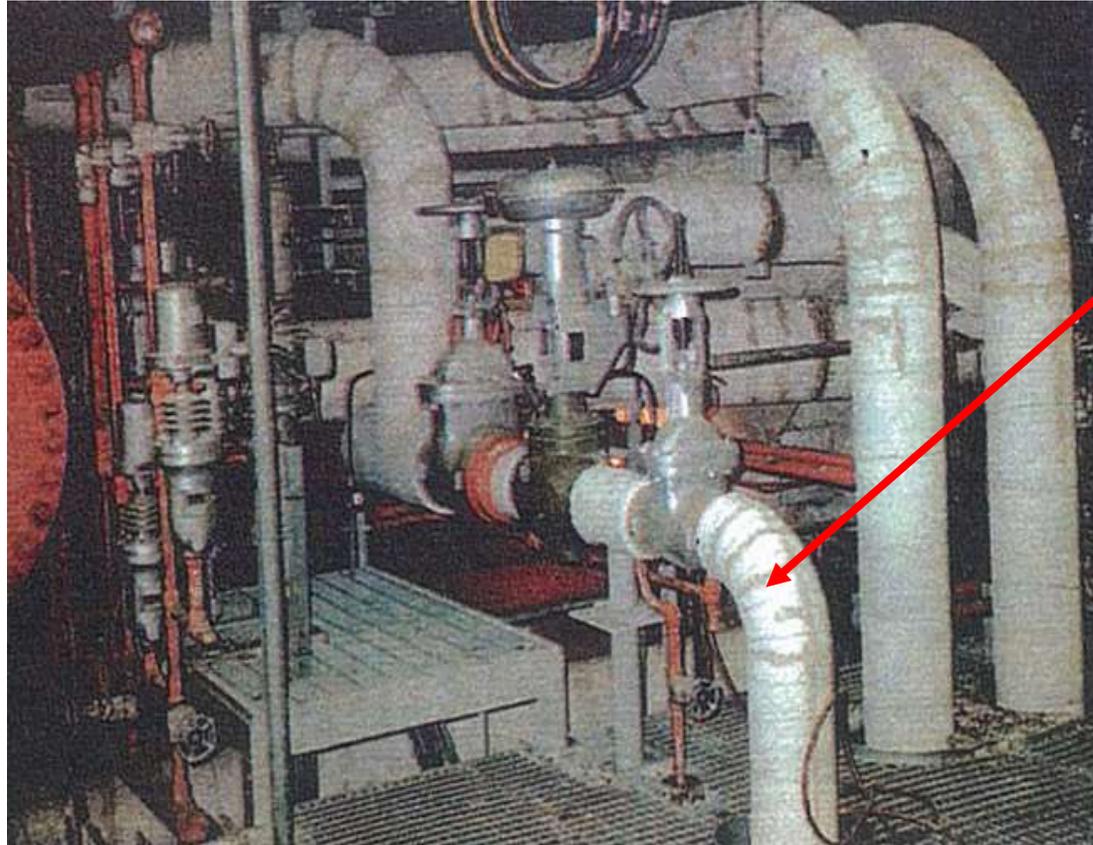


階段の天井（吸音）
…塗装をした例



機械室の壁・天井（吸音）
…塗装をした例

参考:レベル2(石綿含有保温材)



石綿含有
保温材

配管の保温に使用した例

参考:レベル2(石綿含有断熱材)



屋根裏用断熱に使用した例



煙突用断熱に使用した例

参考:レベル2(石綿含有耐火被覆材)



けい酸カルシウム板第2種を梁・柱の耐火被覆に使用した例

参考:レベル3 石綿含有成形板(スレート)等



屋根に使用した例（成形板波板）



床に使用した例（Pタイル）

(1)ー2 レベル3に係る作業基準が追加

- レベル3（「石綿含有成形板等」及び「石綿含有仕上塗材」）に係る特定粉じん排出等作業について、作業基準が追加された。
- 作業方法等の掲示も、レベル1及びレベル2の届出の場合と同様に必要となった。

(1)ー2 レベル3に係る作業基準が追加

＜石綿含有成形板等＞

- 1 石綿含有成形板等を、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
- 2 1の方法により石綿含有成形板等を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する石綿含有成形板等を薬液等により湿潤化すること。
- 3 石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種にあつては、1の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - ロ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種を薬液等により湿潤化すること。
- 4 当該石綿含有成形板等の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

(1)ー2 レベル3に係る作業基準が追加

＜石綿含有仕上塗材＞

- 1 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること。
- 2 電気グラインダーその他の電動工具を用いて石綿含有仕上塗材を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 石綿含有仕上塗材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - ロ 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること。
- 3 当該石綿含有仕上塗材の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

(1)ー3 レベル1～レベル3に係る作業計画の作成が義務化

○事前調査の結果、レベル3が使用されていることが判明した場合、解体等工事の前に、元請業者又は自主施工者(以下「元請業者等」という。)は、作業計画を作成し、当該計画に基づき作業することが必要となった。

※工事に係る規模要件はない。

※作成した作業計画について、県への報告(届出)の必要はない。

※レベル1及びレベル2が使用されていることが判明した場合は、これまでどおり、「特定粉じん排出等作業」に係る県への届出が必要である。

※**レベル1及びレベル2に係る作業計画(届出内容と同じ)作成も義務化された。**

(1)－3 レベル1～レベル3に係る作業計画の作成が義務化

○作業計画には以下の事項を記載する必要がある。

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

(1)ー3 レベル1～レベル3に係る作業計画の作成が義務化

○石綿関連の任意様式や、資料等については、以下の千葉県ホームページに掲載している。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>

※検索ワード

「千葉県」 ・ 「法改正」 ・ 「レベル3追加」

(2)－1 事前調査方法の明確化

○元請業者等による事前調査方法が、以下のとおり、明確化された。

- 1 設計図書等の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。

ただし、解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかであって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、この限りではない。

- 2 1の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うこと。

ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大防法に基づく特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りではない。

(2)－2 事前調査に係る説明事項が追加

○元請業者から発注者への事前調査に係る説明事項（書面）のうち、
以下は、従来どおり必要である。

1 事前調査の終了年月日

2 事前調査の方法

3 事前調査の結果

4 解体等工事がレベル1又はレベル2に該当するときは、以下の事項

- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(2)－2 事前調査に係る説明事項が追加

○元請業者から発注者への事前調査に係る説明事項（書面）のうち、
以下は、新たに必要となった。

- 4 解体等工事がレベル1又はレベル2に該当するときは、以下の事項
 - ・作業方法として、大防法第18条の19に規定する各措置をそれぞれに定める方法（「そのまま建築物等から取り外す方法」、「隔離した場所で、集じん・排気装置を使用して除去する方法」、「改造・補修する場合における囲い込み・封じ込め」等）で行わないときは、その理由
- 5 解体等工事がレベル3に該当するときは、以下の事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

(2)－2 事前調査に係る説明事項が追加

< 続き >

○元請業者から発注者への事前調査に係る説明事項（書面）のうち、
以下は、新たに必要となった。

- 6 建築物の解体等工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣の定める者に該当することを明らかにする事項（令和5年10月1日施行）

(2)－3 事前調査に関する記録等が義務化

○元請業者等は、事前調査に関する以下の事項を記録し、これを解体等工事が終了した日から3年間保存する必要がある。※電子保存でも可

- ・ 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 解体等工事の場所
- ・ 解体等工事の名称及び概要
- ・ 事前調査を終了した年月日
- ・ 事前調査の方法
- ・ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
- ・ 解体等工事に係る建築物等の概要
- ・ 建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分

(2)－3 事前調査に関する記録等が義務化

< 続き >

○元請業者等は、事前調査に関する以下の事項を記録し、これを解体等工事が終了した日から3年間保存する必要がある。※電子保存でも可

- ・ 分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- ・ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定建築材料に該当するとみなした場合は、その旨）及びその根拠
- ・ 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、調査を行った者の氏名

(2)－3 事前調査に関する記録等が義務化

< 続き >

○元請業者は、発注者への説明の書面の写しについても、解体等工事が終了した日から3年間保存する必要がある。

(2)－4 事前調査結果等の掲示板の大きさ等に係る規定が追加

【事前調査結果等の掲示】

○元請業者等が行う事前調査結果等の掲示は、日本産業規格 A 3 以上の大きさの掲示板を設ける必要がある。※A3：42.0cm×29.7cm

○掲示の事項は、以下のとおりである。

- ・ 解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 事前調査の方法
- ・ 事前調査の結果
- ・ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

(2)－4 事前調査結果等の掲示板の大きさ等に係る規定が追加

【作業方法等の掲示】

○元請業者等は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に日本産業規格 A 3 以上の大きさの掲示板を設ける必要がある。

※A3 : 42.0cm × 29.7cm

○掲示の事項は、概ね従来どおりである。

- ・ レベル 1 及びレベル 2 の場合、届出年月日及び届出先
- ・ 特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

(3)－1 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの監視強化

○特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業において、集じん・排気装置を使用する場合は、以下のとおり、確認措置が追加となった。（大防法施行規則別表7の1）

ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずること。

(3)－1 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの監視強化

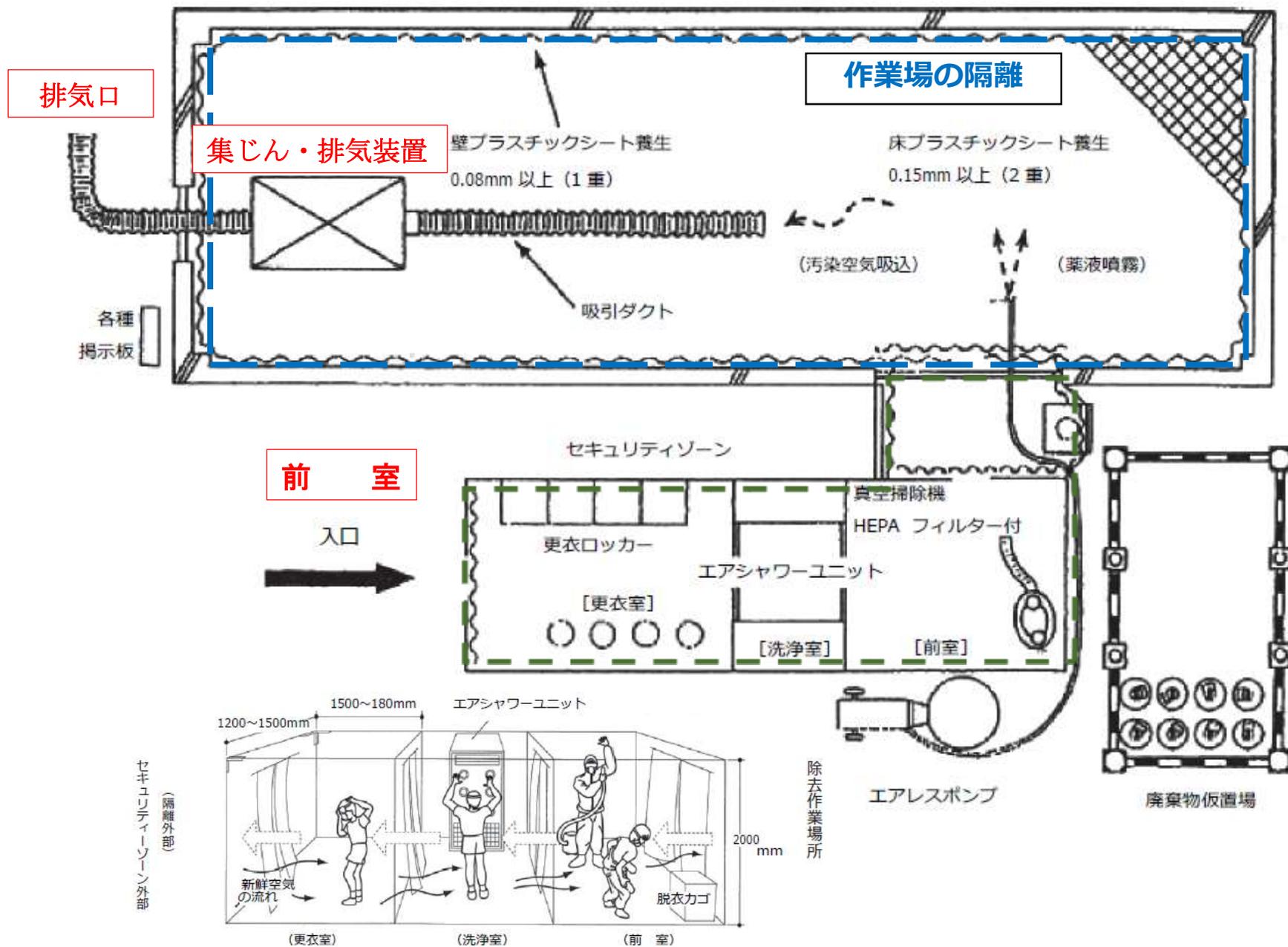
< 続き >

○特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業において、集じん・排気装置を使用する場合は、以下のとおり、確認措置が追加となった。（大防法施行規則別表7の1）

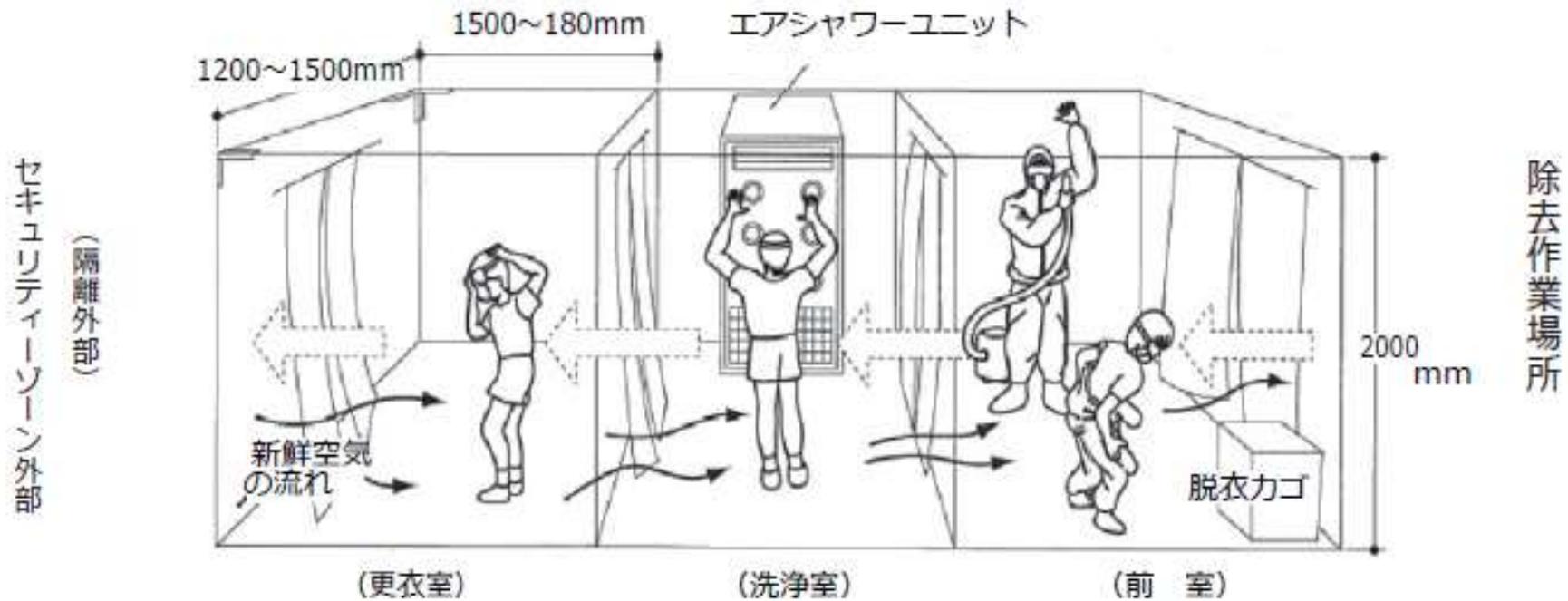
へ （前略）隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

参考:「集じん・排気装置」及び「前室」について

作業エリア内 (負圧)



参考:「前室(セキュリティーゾーン)」について



参考:「集じん・排気装置」について

- 隔離作業場内の粉じんをHEPAフィルタで捕集。
- 隔離作業場内を負圧化（ $-2 \sim -5 \text{ Pa}$ ）。
- 前室を通じて外部の新鮮空気を作業場内へ送る。
- 隔離作業場の内部空気を1時間に4回以上換気できる能力に応じた台数を設置する。

※建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策
徹底マニュアル（2021.3：環境省・厚生労働省）



集じん・排気装置



負圧のため、内側
にはらんでいる

(4)－1 作業終了時の確認が追加

【取り残し等の確認】

○特定工事の元請業者等は、当該特定工事における特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了後に（これらの作業を行う場所を他の場所から隔離したときは、隔離を解く前に）、目視によるこれらの作業が完了したことの確認を特定粉じんに関する知識を有する者（石綿作業主任者等）に行わせる必要がある。

ただし、解体等工事の自主施工者である個人（業として解体等工事を行う者を除く。）は、建築物等の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微なもののみを伴う建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

(4)－1 作業終了時の確認が追加

【計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認】

○特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した特定粉じん排出等作業に関する記録により、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認する必要がある。

【清掃：作業基準に以下の下線部の措置が追加となった。】

○特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、（中略）作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。（規則別表第7の1の項下欄ト参照）

○特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、（中略）作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。（規則別表第7の2の項下欄ハ参照）

(4)－2 隔離を解く際の確認が追加

【作業基準に以下の下線部の措置が追加となった。】

○特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。（規則別表7の1の項下欄ト参照）

<環境省施行通知（令和2年11月30日）>

- ・この確認は、清掃、それから、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じんを行った上で、位相差顕微鏡法や、繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の測定による確認等をいう。

(4)－3 特定粉じん排出等作業に関する記録の作成・保存が義務化

○作業後に、特定工事の元請業者が作成する「特定粉じん排出等作業に関する記録」は以下の事項とし、これを特定工事が終了してから3年間保存する必要がある。 ※電子保存でも可

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況

(4)－3 特定粉じん排出等作業に関する記録の作成・保存が義務化

< 続き >

○作業後に、特定工事の元請業者又は下請負人が作成する「特定粉じん排出等作業に関する記録」は以下の事項とし、これを特定工事が終了してから3年間保存する必要がある。 ※電子保存でも可

- ・ 特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離して作業を行ったときは、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認をした者の氏名
- ・ 特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を確認した年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）並びに確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

(4)－4 元請業者から発注者への作業結果報告の義務化

○元請業者は発注者へ、以下の作業結果を報告し、報告書面の写しを特定工事が終了した日から3年間保存する必要がある。

- ・ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・ 特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項

※電子交付・保存でも可

(5)－1 作業基準等の強化

○吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用するものとする。

(5)－2 請負契約締結時の下請負人への説明義務化

○特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明事項は、以下のとおりとなった。

- ・ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(5)－3 直接罰の創設

○レベル1及びレベル2届出の元請業者等若しくは下請負人が、特定建築材料の除去等の方法（作業基準）に違反したとき、当該違反行為をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることになった。

※これまで、作業基準適合命令違反には罰則はあったが、作業基準違反そのものには罰則はなかった。

② 令和4年4月1日から

施行された規定

② 令和4年4月1日から施行された規定

- (1) 事前調査結果の県等への報告
- (2) 事前調査結果の県等への報告（内容）
- (3) 事前調査結果の県等への報告（方法）

(1) 事前調査結果の県等への報告

○県等への事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負代金の合計が100万円以上の建築物の改造又は補修工事
※工事を同一の者が、2以上の契約に分割して請け負う場合
においては、これを1つの契約で請け負ったものとみなす。

(1) 事前調査結果の県等への報告

○県等への事前調査結果の報告が必要な工事

③ 請負代金の合計が100万円以上の工作物の解体、改造又は補修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

※工事を同一の者が、2以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを1つの契約で請け負ったものとみなす。

(2) 事前調査結果の県等への報告(内容)

- ・ 解体等工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 解体等工事の場所
- ・ 解体等工事の名称及び概要
- ・ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
- ・ 解体等工事に係る建築物等の概要
- ・ 解体等工事の期間
- ・ 解体等工事が特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業の開始時期
- ・ 事前調査を終了した年月日
- ・ 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類

(2) 事前調査結果の県等への報告(内容)

< 続き >

- ・ 建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる床面積の合計
- ・ 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計
- ・ 工作物（特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計

(2) 事前調査結果の県等への報告(内容)

< 続き >

- ・ 分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- ・ 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か及び該当しないときは、その根拠の概要
- ・ 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事又は工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣の定める者に該当することを明らかにする事項（令和5年10月1日施行）

(3) 事前調査結果の県等への報告(方法)

- ・ 報告は、国が整備した「石綿事前調査結果報告システム」を利用して行う。
- ・ システムを利用する場合、石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告と一括で報告が可能。
- ・ ただし、電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うことができる。

システムでの報告にあたっての留意点(1)

(1) ID関係

- ・ システムの利用にあたっては、GビズIDの取得が必要となる。
- ・ 「プライム」、「エントリー」のどちらのIDでも報告は可能。
- ・ 「プライム」アカウントでは、一括申請機能が利用可能。

(2) 全般事項

- ・ 報告は元請業者が行う。(下請業者による報告は不可。)
- ・ システムでの報告は、有資格者でなくても可能。

システムでの報告にあたっての留意点(2)

(3) 報告内容

① 「工事発注者情報」

- ・ 元請業者の情報ではなく、工事の発注者に関する情報を入力する。

② 「建築物等の設置の工事に着手した年月日」

- ・ 解体等工事の着手日ではない。
- ・ 正確な年月日が把握できない場合は、平成18年9月1日以降の建築物等かどうか確認できる程度の記載があればよい。

③ 「特定粉じん排出等作業の開始時期」

- ・ 石綿含有建材の除去等を行う際には入力が必要。

システムでの報告にあたっての留意点(3)

(3) 報告内容 (続き)

④「解体作業の対象となる床面積の合計」

- ・ 建築物の解体作業の場合、入力する。

⑤「請負代金の合計」

- ・ 建築物の改造、補修作業又は工作物に係る工事の場合、入力する。

※④と⑤は、該当するいずれか一方のみ入力する。

システムでの報告にあたっての留意点(4)

(3) 報告内容 (続き)

⑥ 建材の種類

- ・ 吹付タイル等の建材は、「石綿含有仕上塗材」に該当する。
(「吹付け石綿」ではない。)

(参考)システムURL

○石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwatahoukoku.mhlw.go.jp/>

○GビズID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

③ 令和5年10月1日から

施行される規定

(事前調査は、一定の知見を有する者を活用)

(1) 事前調査は、一定の知見を有する者を活用

- 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、環境大臣が定める者（次頁）に行わせる必要がある。
- ただし、解体等工事の自主施工者である個人（業として解体等工事を行う者を除く。）は、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら調査を行うことができる。

(1) 事前調査は、一定の知見を有する者を活用

＜環境大臣が定める者＞

○建築物・・・建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に規定する

一般建築物石綿含有建材調査者

特定建築物石綿含有建材調査者

又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

○一戸建て住宅等（上記登録規定に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部）

・・・上記に掲げる者又は上記登録規定に規定する

一戸建て等石綿含有建材調査者

(参考)建築物石綿含有建材調査者講習

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等

○千葉県内の登録講習機関（令和4年10月1日時点）

- ・建設業労働災害防止協会 千葉県支部（千葉市中央区中央4-16-1）
- ・株式会社大佐和自動車教習所（富津市千種新田88）

（※県外の講習機関での取得も可能。）

2 その他(補足事項等)

(1) 補足事項（届出書の提出先変更）

＜特定粉じん排出等作業実施届出書の提出先変更＞

○令和4年4月1日から、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書（レベル1又はレベル2）の提出先が、以下の3市において変更となっています。

※ 「工場に係る届出書」の提出先が、県から各市に変更となっています。

（「事業場に係る届出書」の提出先は、従来どおり、各市です。）

担当窓口	所在地	電話番号
市川市生活環境保全課	市川市南八幡2-20-2	047-712-6311
松戸市環境保全課	松戸市根本387-5	047-366-7337
市原市環境管理課	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9867

(2)本資料に係る問い合わせ先

○千葉県 環境生活部 大気保全課 大気規制班

メール：e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

- ・解体等工事場所が、千葉市・船橋市・柏市の場合、県の管轄外ですので、届出等については、各市へご相談ください。
- ・また、解体等工事場所が、市川市・松戸市・市原市で、事業場の場合も県の管轄外ですので、届出等については、各市へご相談ください。※工場の場合は、令和4年3月31日までは、県の管轄で、令和4年4月1日以降は、市の管轄となります。

担当窓口	所在地	電話番号
千葉市環境規制課	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5189
船橋市環境保全課	船橋市湊町2-10-25	047-436-2452
柏市環境政策課	柏市柏5-10-1	04-7167-1695
市川市生活環境保全課	市川市南八幡2-20-2	047-712-6311
松戸市環境保全課	松戸市根本387-5	047-366-7337
市原市環境管理課	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9867

御清聴ありがとうございました